

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号、令和7年(ワ)第419号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外184名

被告 北陸電力株式会社

令和8年8月24日

証拠説明書(B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議1係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

乾 と



同

美 谷 拓



同

川 島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙Ｂ号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成２４年９月２６日付け答弁書の例による。

記

乙Ｂ第２１６号証

証拠の標目	福島第二発電所はどうなっているの (エネルギーレビュー２０１２年１２月号所収) 〔５０、５１頁、奥付〕
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２４年１２月２０日
作成者	岡本孝司
立証趣旨 【分類①】	本書証は、日本原子力学会「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会」委員等を歴任した岡本孝司・東京大学大学院教授が執筆した雑誌記事である。 本書証によって、東北地方太平洋沖地震に際し、東京電力福島第二原子力発電所が冷温停止に至ったのは、配電盤の機能が維持されたことによるものであること（準備書面（39）第２の２（２）イ（６、７頁）：本書証５０、５１頁）を明らかにする。

乙B第217号証

証拠の標目	非常用ディーゼル発電機の連続運転実績等に関する状況報告 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100003857-002-008.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年7月25日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨 【分類①】	本書証は、令和6年7月25日に開催された、原子力規制委員会の第66回技術情報検討会の資料である。 本書証により、非常用ディーゼル発電機は、船用、発電用等として実績のあるディーゼル機関を採用しており、東北地方太平洋沖地震に際しても最長で約268時間連続運転するなど高い信頼性を有することが報告されていること（準備書面(39)第2の2(2)ウ（8、9頁）：本書証1、2頁）を明らかにする。

乙B第218号証

証拠の標目	非常用ディーゼル発電機の24時間連続運転試験に関する事業者の試験結果に関する状況報告 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100011945-002-009.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和7年7月31日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨 【分類①】	本書証は、令和7年7月31日に開催された、原子力規制委員会の第74回技術情報検討会の資料である。 本書証により、令和6年度に実施した非常用ディーゼル発電機の24時間連続運転試験の結果は良好であったことが報告されていること（準備書面(39)第2の2(2)ウ（8、9頁）：本書証1、2頁）を明らかにする。

乙B第219号証

証拠の標目	非常用ディーゼル発電機の24時間連続運転試験に関する事業者の試験結果に関する状況報告 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100018253-002-003.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和8年5月28日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨 【分類①】	本書証は、令和8年5月28日に開催された、原子力規制委員会の第79回技術情報検討会の資料である。 本書証により、令和7年度に実施した非常用ディーゼル発電機の24時間連続運転試験の結果は良好であったことが報告されていること（準備書面(39)第2の2(2)ウ(8、9頁)：本書証1、2頁)を明らかにする。

乙B第220号証

証拠の標目	令和3年度原子力規制委員会第43回会議議事録 (抜粋) (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA001001165-004-001.pdf よりダウンロード) [1ないし5頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年11月2日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和3年11月2日に開催された、令和3年度第43回原子力規制委員会の議事録である。 本書証により、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈39条4号の改正案について、原子力規制委員会の山中伸介委員は、「特重施設の地震に対する頑健性の表現については、これまでの（引用者注：新規制基準適合性審査の）実績に基づいて、許容限界、すなわち応力限界を大きく取るということを明確に書くということ」を意味する旨述べていること（準備書面(39)第2の3(2)エ（13頁）：本書証4頁）を明らかにする。

乙B第221号証

証拠の標目	特定重大事故等対処施設に係る設置許可基準規則解釈の改正 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA001001133-002-002.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年3月30日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和4年3月30日に開催された、令和3年度第75回原子力規制委員会の配布資料である。 本書証によって、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈39条4号において、「基準地震動による地震力が作用することにより特定重大事故等対処施設に属する設備（当該施設がその重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な間接支持構造物等を含む。）の各部に生ずる応力等が、当該設備が設置される地盤の支持性能及び周辺斜面の安定性を考慮しても、本規程別記2に準じて算定される許容限界に相当する応力等に対して余裕を有することをいう。」と規定されていること（準備書面(39)第2の3(2)エ（13頁）：本書証9頁）を明らかにする。